

資材置場の草刈り後、ドラム缶に草と混合ガソリンを入れて焼却しようとしたところ、被災者に引火して死亡した



| | | |
|-------------------|--------------------|----------------------|
| 業種 | 金属製品製造業 | |
| 事業場規模 | 16～29人 | |
| 機械設備・有害物質の種類(起因物) | 引火性の物 | |
| 災害の種類(事故の型) | 高温・低温の物との接触 | |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 不休者数：0人 | 休業者数：0人 行方不明者数：0人 |
| 発生要因(物) | 作業方法の欠陥 | |
| 発生要因(人) | 職場的原因 | |
| 発生要因(管理) | 危険な状態を作る | |

No.101640

発生状況

工場の資材置場で、草刈り作業を行っていた。被災者は刈り取り後の草をドラム缶に入れて燃やそうとし、刈払機の燃料である混合ガソリンを注ぎ、自分のライターで火を付けた。ガソリンは急速に燃え広がり、被災者はドラム缶付近で炎に包まれた状態で発見された。付近にいた労働者が直ちに消火し、被災者は病院に救急搬送されたが、1か月半後に死亡した。

なお、刈り取った草の処分方法は指示しておらず、焼却作業は被災者の自己判断だった。草を放置して枯死させる申し合わせもなかった。


原因

- ・ 刈り払った雑草の燃焼処理を促進させるため、混合ガソリンを使用したこと
- ・ 混合ガソリンに、ライターを熱源として点火したこと
- ・ 作業指揮する者が指名されていなかったこと。また、作業指揮する者に労働者の作業内容を決定させていなかったこと
- ・ 労働者が行うべき作業内容が明確になっておらず、被災者が自己の判断で刈り払った雑草の焼却処理を行ったこと
- ・ 混合ガソリンの特性を関係労働者に周知するなど、安全教育を行っていなかったこと

対策

- ・ 刈り払った雑草は焼却処理しないこと

- ・ 混合ガソリンは極めて引火しやすいため、火気その他の点火源となるものを接近させないこと。ガソリンは流動などの際に帯電し、放電火花によって引火することもあるため、混合ガソリンが入った容器を持ち運びする際には、できる限り揺れ動きがないようにすること
- ・ 作業指揮者を指名したうえ、その者に各労働者の作業内容を決定させること
- ・ 作業指揮者に、各労働者の作業について直接指揮を行わせること
- ・ 混合ガソリンの安全データシート（SDS）を取得して、関係労働者に対して混合ガソリンの特性を周知するなど、安全教育を行うこと。また、混合ガソリンを入れる容器は、ガソリン専用の携行缶を使用し、労働安全衛生法第57条に準じたラベル表示を行うこと

 [このページを印刷する](#)[アンケートにご協力ください >](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.